

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和7年10月

兵庫県人事委員会

令和7年10月10日

兵庫県議会議長 山口晋平様
兵庫県知事 齋藤元彦様

兵庫県人事委員会
委員長 大久保和代

兵庫県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1 報告

第1 職員の給与について

1 給与勧告の基本的な考え方	1
2 職員の給与等	
(1) 職員数及び職員構成	2
(2) 平均給与月額	2
3 民間の給与等	
(1) 初任給の状況	3
(2) 給与改定の状況	3
4 最近の賃金・雇用情勢等	
(1) 民間賃金指標の動向	4
(2) 消費者物価指数	4
(3) 標準生計費	5
(4) 雇用情勢	5
5 公民給与の比較方法の見直し	
(1) 人事院における官民給与の比較方法の見直し	5
(2) 本県における公民給与の比較方法の見直し	7
6 職員給与と民間給与の比較	
(1) 月例給	7
(2) 特別給	8
7 職員給与と国家公務員給与との比較	9
8 人事院の給与等に関する報告等の概要	9
9 職員の給与の改定等	
(1) 月例給（給料表等）	9
(2) 特別給（賞与等）	10
(3) 初任給調整手当	10
(4) 通勤手当	10
(5) 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当	11
(6) 宿日直手当	11
(7) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置	11
(8) 教員給与の見直し	11

第2 人事行政における諸課題について	
1 優秀で多様な人材の確保及び育成	
(1) 職員採用の強化	12
(2) 中長期視点に立った人材の育成	14
2 ダイバーシティ&インクルージョンの推進	
(1) 女性の活躍推進	15
(2) 障害者の雇用促進	16
3 能力と実績に基づく人事管理と職員のモチベーション向上	16
4 働き方改革と勤務環境の整備	
(1) 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進	17
(2) 仕事と生活の両立支援	19
(3) 職員の健康管理	20
(4) ハラスメントの防止	21
5 高齢期の雇用	22
6 臨時・非常勤職員の任用等	22
7 公務員倫理の徹底	23
第3 おわりに	
1 人事委員会の給与勧告制度	24
2 給与抑制措置	24
3 むすび	24
別表 人事院の給与等に関する報告等の概要 (R7.8.7)	25
別紙第2 勧告	30
別記	32

別紙第1

報 告

第1 職員の給与について

1 紙与勧告の基本的な考え方

本委員会の給与等に関する報告及び勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として重要な役割を果たすものであり、社会一般の情勢を的確に把握し、職員の給与をはじめとして、適切な勤務条件を保つことを通じて県民の理解を得てきている。

職員の給与に関しては、地方公務員法に基づき、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとする均衡の原則のもとで、毎年、職員の給与水準を民間の従業員と均衡させること（民間準拠）を基本としている。

民間準拠による公務員と民間企業の従業員の給与の比較方法の在り方について、人事院は、各界有識者による「人事行政諮問会議」を設置して検討を進め、本年の勧告の基礎となる官民給与の比較方法について、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、比較対象とする企業規模を従来の50人以上から100人以上に改めるなど抜本的な見直しを行った。

給与制度については、地方公務員法に定める情勢適応の原則の下、社会情勢の変化に対応して、隨時、適当な措置を講じることが求められている。

本委員会としては、行政課題の変化や公務人材をめぐる状況については、本県においても国と同様であることから、比較対象とする企業規模を50人以上から100人以上に改めることが適当と判断した。

給与は、職種をはじめ、役職段階、学歴、年齢、勤務地域に応じてその水準が定まっていることから、公務と民間企業の給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較するのではなく、給与決定要素を合わせて同種・同等比較することが適当である。このため、民間給与との比較は、県職員の行政職とこれに類似する事務・技術関係職種の民間企業従業員を対象としたうえで、主な給与決定要素である役職段階、学歴等を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、本県職員の人員数のウエイトを用いてラスパイレス比較を行っている。

また、給与決定要素のうち役職段階については、平成30年に、前回見直しを行った平成18年以降の職員構成の変化等を検証のうえ、適切な対応関係となるよう、従来の比較方法を見直し、公民比較に反映した。検証で明らかになった職

員構成に係る様々な課題については、任命権者において、職員の採用等を通じ、早期に解決に向けた取組を進める必要がある。本委員会としても、職員構成の変化等の状況を見極めながら、適宜、比較方法の在り方について検討していく。

近年の職員給与を見ると、昨年は、民間における大幅な賃上げを反映し、月例給、特別給とともに3年連続の引上げとなつた。

本年の報告及び勧告に当たっては、以上のような職員の給与を取り巻く諸情勢を踏まえつつ、地方公務員法の規定に基づき、職員及び民間企業従業員の給与の実態を調査し、国家公務員や他の都道府県職員の給与の状況を考慮して、様々な角度から総合的に検討を行つた。

2 職員の給与等

本委員会の給与勧告の対象とされている職員の数は、41,792人（市町立学校県費負担教職員17,156人を含む。）となっている。また、調査対象外として、技能労務職員、企業職員及び病院事業職員があり、その職員数は7,227人となっている。

本年実施した「職員給与実態調査（令和7年）」による職員の給与等の状況（令和7年4月現在）は、次のとおりとなっている。

（1）職員数及び職員構成

職員は、総数41,792人、平均年齢40.5歳、平均経験年数17.7年となっている。男女別構成比は、男性61.8%、女性38.2%、学歴別構成は、大学卒81.6%、短大卒4.1%、高校卒14.3%、中学卒0.0%、年齢別構成は、19歳以下0.4%、20歳台18.6%、30歳台28.1%、40歳台27.6%、50歳台25.3%、60歳以上0.0%となっている。

なお、行政職（行政職給料表適用者をいう。以下同じ。）についてみると、職員数7,142人、平均年齢41.5歳、平均経験年数19.5年となっている。

（2）平均給与月額

本委員会の給与勧告の対象とされている職員にかかる平均給与月額は、給料365,036円、扶養手当10,134円、地域手当28,342円、その他手当32,679円、計436,191円となっている。

そのうち、行政職についてみると、給料335,446円、扶養手当7,895円、地域手当27,736円、その他手当36,107円、計407,184円となっている。

(参考資料 第1 職員給与関係資料 参照)

3 民間の給与等

職員と民間企業従業員の給与の精密な比較を行うため、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所2,126所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出された454所の事業所を対象に、人事院及び神戸市人事委員会等と共同で「職種別民間給与実態調査（令和7年）」を実施し、県職員の職務と類似する職務に従事する者76職種、約21,000人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた所定内給与及び所定外給与の月額等を実地に詳細に調査した。

また、各民間事業所における初任給の状況及び給与改定の状況等についても、引き続き調査した。

なお、後記5のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、令和7年の職員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

(1) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った民間事業所は、大学卒で49.5%（昨年45.4%）、高校卒で34.6%（同31.5%）となっている。そのうち、初任給について、増額を行った事業所の割合は、大学卒で73.1%（同61.9%）、高校卒で80.1%（同61.2%）と増加し、据え置いた事業所の割合は、大学卒で26.9%（同37.6%）、高校卒で19.9%（同38.0%）となっている。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で239,194円、高校卒で206,933円となっており、昨年に比べ増額となっている。

(参考資料 第2 民間給与関係資料 参照)

(2) 給与改定の状況

民間事業所の給与改定の状況は、表1に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は62.5%（昨年54.1%）と増加し、ベースアップを中止した事業所は1.9%（同1.5%）、ベースダウンを実施した事業所は0.8%（同0.7%）となっている。なお、ベースアップの慣行のない事業所の割合は34.8%（同43.7%）となっている。

表1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職 段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係 員	62.5	1.9	0.8	34.8
課 長 級	59.0	2.9	0.0	38.1

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

定期昇給の実施状況は、表2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は91.4%（昨年88.7%）となっている。昇給額については、昨年に比べ増加の事業所の割合は36.7%（同40.0%）、減少の事業所の割合は7.0%（同3.9%）、変化なしの事業所の割合は47.7%（同44.8%）となっている。

表2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職 段階	定期昇給 あり	定期昇給実施			定期昇給 停 止	定期昇給 な し
		増 加	減 少	変化なし		
係 員	91.7	91.4	36.7	7.0	47.7	0.3
課 長 級	83.3	82.7	32.7	5.0	45.0	0.6

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

4 最近の賃金・雇用情勢等

(1) 民間賃金指標の動向

兵庫県企画部統計課の「毎月勤労統計調査地方調査」（事業所規模30人以上）による本年4月の兵庫県における民間事業所の所定内給与は、昨年4月に比べ4.9%増加している。また、所定外給与は3.2%増加しており、これらを合わせた「きまって支給する給与」は4.8%増加している。

なお、パートタイム労働者を除く一般労働者では、所定内給与は5.8%増加している。
 (参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

(2) 消費者物価指数

総務省の「小売物価統計調査」によると、本年4月の神戸市の消費者物価指数は、昨年4月に比べ3.5%増加している。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

(3) 標準生計費

総務省の「家計調査」を基礎として、本委員会が人事院の定める方法により算定した神戸市における本年4月の標準生計費は、2人世帯 153,820円、3人世帯 177,170円、4人世帯 200,500円となっている。

(参考資料 第3 生計費関係資料 参照)

(4) 雇用情勢

総務省の「労働力調査」による本年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準を0.1ポイント下回り、2.5%（季節調整値）となっている。

また、厚生労働省の調査による本年4月の兵庫県における有効求人倍率は、昨年4月に比べ0.02ポイント低下し、1.00倍（季節調整値）となっている。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

5 公民給与の比較方法の見直し

(1) 人事院における官民給与の比較方法の見直し

(見直しに至る経緯)

官民給与は、国家公務員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を精緻に比較して、その較差を算出している。

すなわち、公務においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職俸給表(一)適用職員、民間においては比較対象とする企業の事務・技術関係職種(行政職俸給表(一)と類似する職種)の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴及び年齢を同じくする者同士を対比させ、国家公務員の人員数のウエイトを用いた比較(ラスパイレス方式)を行っている。

このような比較方法の下、人事院は、これまでも社会経済情勢の変化を踏まえつつ、専門的な見地から検証し、調査対象産業等の見直しを隨時行ってきた。比較対象企業規模については、従前100人以上としていたが、平成18年に、より広く民間企業の状況を公務員給与に反映させる観点から、50人以上とする見直しを行った。

この比較対象企業規模について、人事行政諮問会議の最終提言では、公務全体の人材確保のため、少なくとも従前の100人以上に戻すべきであるとされている。

これを踏まえ、人事院は、今日の社会経済情勢に応じた適切な官民給与の比較方法について検討を行った。

(比較方法の見直しの考え方)

官民給与の比較に当たっては、一定の企業規模以上の民間給与水準を公務に反映させるとともに、一般的に、同一の役職でも企業規模が大きいほど職務・職責も大きくなることを踏まえ、民間と公務の各役職段階の対応関係に一定の差を設けている。

今日、行政課題が高度に複雑化・多様化する中で、国家公務員の業務の重要性・困難性が高まっていることから、官民給与の比較方法について、以下の見直しを行う。

(比較対象企業規模)

国家公務員は、社会の安定と発展を支える原動力であるが、近年、志望者の減少や、若手職員の離職の増加が顕著であり、あらゆる施策を総動員して優秀な人材を確保していくことが求められている。民間企業においては初任給を含む給与水準の大幅な引上げが行われている中、公務における給与も、優秀な人材が魅力と受け止めるようなものとしていく必要がある。人事院が実施したアンケートでは、総合職試験等からの新規採用職員の約8割が、公務の魅力向上のためには給与水準の引上げが必要と回答しているほか、内閣人事局が実施したアンケートでも、特に若年層において、勤務継続に不安がある要因や数年以内の離職意向の要因として、収入が低いことを挙げる者の割合が高くなっている。政府においても、令和7年6月の閣議決定において、優秀な人材の獲得及び定着のため、国家公務員の待遇の改善を進めるとされている。

官民給与の比較に当たっては、広く民間企業の状況を反映させる観点とともに、公務の職務・職責に照らして適切な比較対象とする観点が求められるが、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を前提とすれば、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要がある。

これらのことから、官民給与の比較のための対象企業規模を引き上げることが適当である。引上げ後の企業規模については、過去の経緯及び民間事業所全体の無期雇用者の過半をカバーできることから、100人以上とする。

(特別給の比較方法)

今般、前記「比較対象企業規模」のとおり、月例給の比較対象企業規模を100人以上とすることとの整合性を考慮し、特別給の官民比較においても、現行の枠組みを維持しつつ、企業規模100人以上の民間企業を比較対象とする。

(2) 本県における公民給与の比較方法の見直し

本県における公民給与の比較方法は、従来、人事院における比較方法と同様の方法で行ってきたところである。今日の行政課題の変化や公務人材をめぐる状況については、本県においても国と同様であることから、比較対象とする企業規模を50人以上から100人以上に改めることが適当と判断した。また、月例給の公民比較の役職段階等の対応関係については、表3のとおり整理することとした。

表3 公民比較の対応関係

公 務	民間企業	
職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所
10級	支店長、工場長、部長、部次長	
9級		
8級	課長	支店長、工場長、部長、部次長
7級		
6級	課長代理	課長
5級	係長	課長代理
4級		
3級	主任	係長
2級	係員	主任
1級		係員

6 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果を用いて、職員にあっては行政職、民間企業従業員にあっては行政職に類似する事務・技術関係の職種の者について、役職段階、学歴等が同等であると認められる者同士の給与を対比させ、民間企業従業員の人員構成を本県職員の人員構成に置き換え、役職段階、学歴等ごとに給与を加重平均するラスパイレス方式による比較を行った。

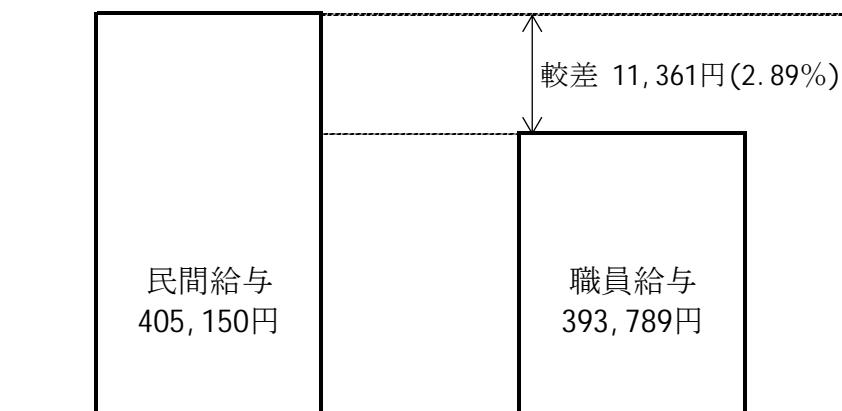
この結果、表4に示すとおり、一人当たり平均して、職員給与は民間従業員給与を11,361円(2.89%)下回っている。

表4 紙与較差（行政職関係）

民間従業員の給与(A)	405,150円
県職員の給与(B)	393,789円
較差 (A)-(B)	11,361円(2.89%)

(注) (A)、(B)のいずれも本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

[参考]



(2) 特別給（賞与等）

前記の「職種別民間給与実態調査」により民間企業従業員の特別給（賞与等）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の「職種別民間給与実態調査」で、昨年8月から本年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給について調査した結果は、表5に示すとおり、平均所定内給与月額の4.64月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数（4.60月）は民間企業従業員の特別給を下回っている。

表5 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分		事務・技術等 従 業 員	技能・労務等 従 業 員
	下 半 期 (A ₁)	上 半 期 (A ₂)	386,357円 399,196円	304,759円 312,088円
平均所定内給与額	特 別 給 の 支 給 額		下 半 期 (B ₁)	857,891円 968,756円
	特 別 給 の 支 給 額		上 半 期 (B ₂)	607,256円 621,641円
支 給 割 合	下 半 期 (B ₁ /A ₁)		2.22月分	1.99月分
	上 半 期 (B ₂ /A ₂)		2.43月分	1.99月分
	計		4.65月分	3.98月分
年 間 の 平 均				4.64月分

(注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を県職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.60月である。

7 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省による地方公務員給与実態調査によると、本県の一般行政職における給料月額について、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員の俸給月額を100として計算したラスパイレス指数は、令和6年4月1日現在で99.3となっている。

8 人事院の給与等に関する報告等の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行うとともに、公務員人事管理について報告した。その概要は別表のとおりである。

9 職員の給与の改定等

（1）月例給（給料表等）

前記のとおり、本県において「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果を用いてラスパイレス方式により職員給与と民間従業員給与を比較した結果、公民較差は11,361円（2.89%）と職員の月例給が民間給与を下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

人事院は、行政職俸給表（一）について、平均3.3%の引上げ勧告を行った。その際、初任給については、一般職試験（高卒者）は6.5%（12,300円）、一般職試験（大卒程度）は5.5%（12,000円）、総合職試験（大卒程度）は5.2%

(12,000円)、それぞれ引き上げることとした。また、これを踏まえ、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号俸に重点を置きつつも、その他の職員が在職する号俸については、改定率を遞減させつつ全ての世代で引上げ改定を行うことで、中堅層以上の職員には、昨年を大幅に上回る引上げ改定を行うこととした。

また、行政職俸給表（一）以外の俸給表についても、行政職俸給表（一）との均衡を基本に引上げ勧告をした。

本県の給料表については、人事院が勧告した国家公務員の俸給表の改定内容を考慮して改定を行う必要がある。

また、高等学校教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表については、全国人事委員会連合会が作成した「令和7年度教員給与に関する参考モデル給料表」の改定内容を参考に改定を行う必要がある。

(2) 特別給（賞与等）

期末手当及び勤勉手当については、民間企業における支給状況並びに国及び他の都道府県の状況を考慮して改定を行う必要がある。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当について、同様に改定を行う必要がある。

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、常勤職員との均衡を踏まえ、適切に対応する必要がある。

(3) 初任給調整手当

人事院は、医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、支給限度額の引上げを勧告した。

本県においても、国及び他の都道府県の状況を考慮して改定する必要がある。

(4) 通勤手当

人事院は、交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、100km以上を上限とする新たな距離区分を設け、現行の距離区分についても手当月額を引き上げるとともに、通勤の際に自らの負担により外部の駐車場を利用している者に対する通勤手当を新たに設ける勧告を行った。

本県においては、交通用具使用者に係る通勤手当について、国家公務員の改定を基準としつつ独自に国とは異なる距離区分としており、令和2年に国に先んじて交通機関と交通用具を併用して通勤する職員のうち、駅等の周辺の駐車場を利用してその料金を負担することを常例としている者に対する通勤手当

を設けているところ、国及び他の都道府県の改定状況並びに本県の実情を考慮して、適切な措置を講じる必要がある。

(5) 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当

人事院は、特地勤務手当について、他の手当との調整措置を廃止し、特地勤務手当に準ずる手当については、特地官署等への採用に伴い転居を行った職員に対しても支給することとともに、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当について、手当の額の算定基礎を「現に受ける俸給等」のみを用いる方法に改めることとしたところである。

本県においても、国家公務員に対する措置の状況を考慮して、適切な措置を講じる必要がある。

(6) 宿日直手当

宿日直手当については、国家公務員に対する措置の状況を考慮して、改定を行う必要がある。

(7) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

職員の月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合にその差額を補填するための手当については、国の法整備の動向に留意しつつ、適切な措置を講じる必要がある。

(8) 教員給与の見直し

教員給与については、令和6年8月に中央教育審議会において、「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」がとりまとめられ、教師に優れた人材を確保するため、教職がより魅力ある職となるよう教職の重要性を踏まえつつ、職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図ることが重要であることが示された。

こうしたことを踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、本年6月に公布され、児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の見直し等の措置が講じられるところである。

これらを踏まえ、他の都道府県の状況を考慮して適切に対応する必要がある。

第2 人事行政における諸課題について

少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少、大規模災害リスクの顕在化、物価高騰など県政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、昨年来の県政を取り巻く混乱の影響を最小限に抑え、公務組織を支える職員の能力を最大限引き出し、職員一人ひとりがやりがいをもって職務を遂行できる勤務環境を整備することが重要である。

これらを踏まえ、人事行政の諸課題について、以下のとおり報告する。

1 優秀で多様な人材の確保及び育成

(1) 職員採用の強化

ア 採用試験制度の見直し

人口構造の変容、デジタル化の進展や気候変動に加え、社会経済情勢、国際情勢が著しく変化し、不確実性が増す中、直面する行政課題は複雑化・高度化している。

こうした課題に対応するためには、柔軟な発想と果敢な行動力を備えた優秀で多様な人材を確保することが求められる。

そのため、本県では、採用や育成など人事施策全般を一貫した考え方の下に整備するための基本的な方向性を定めた「人材マネジメント方針」(R5.3策定)に基づき、①県民本位、②ダイバーシティ&インクルージョン、③リ・チャレンジ、④ネットワーク、⑤成長からなる「HYOGO's WAY (求められる職員像)」を踏まえて策定した採用評価基準により意欲的な人材確保に努めている。

採用試験における採用予定数が増加する一方で、受験者数は減少傾向にあり、競争倍率が低下する中、令和6年度には、総合事務職の大卒程度採用試験において、民間企業への就職活動と並行でき、公務員試験対策が不要な早期SPI枠を新設し、通常枠の日程に先行して実施した。これにより、受験者が大幅に増加し、大卒程度全体の競争倍率も前年度の3.5倍から5.3倍に上昇し、10年前と同水準となった。

このため、令和7年度からは、募集職種を拡充し、事務系職種全てにおいて早期SPI枠を実施し、通常枠との併願を可能とするよう見直した。

一方、技術系職種については、採用試験を春・秋の年2回の通年で実施するほか、受験資格の拡充を行うなど、受験者数の増加に向けて適宜必要な見直しを行っているが、競争倍率は10年前の約半分となっているほか、採用予定人員の確保が困難な職種が依然として生じるなど厳しい状況が続いている。

いる。なお、他府県や近隣の自治体においても採用試験制度の見直しに積極的に取り組んでおり、技術系職種の人材確保は更に厳しくなることが予想される。本県においても他の自治体の事例等も参考に、採用試験制度の見直しに積極的に取り組む必要がある。

また、ますます複雑・多様化する行政課題に的確に対応するため、経験者採用のほか任期付採用の活用などにより、民間人材の確保に取り組む。

加えて、高度な専門性を有する職種については、人材確保の観点からも、高度な知識や専門性を活かして活躍でき、かつ専門性が蓄積されるような任用や処遇について検討する必要がある。

若年人口の減少や人材の流動化がより一層進む中、民間企業の採用意欲は高く、公務人材の確保は引き続き厳しい状況が続くと予想される。今後も、試験の実施状況や受験者の動向等を踏まえながら、国や他の自治体の取組を考慮し、採用試験制度の見直しを検討していく。

イ 県職員の魅力・採用情報の発信

多くの意欲ある受験者を確保するためには、民間企業とあわせて志望する者や社会人経験者も含め幅広い層に対し、五国からなる広大な県域をフィールドに、地域の課題を解決し、持続可能な地域づくりを推進するという兵庫県で働く魅力ややりがいをしっかりと伝えていくことが重要である。

その上で、求められる職員像「HYOGO's WAY」に加え、スペシャリスト育成プログラムや庁内公募など職員が主体的にキャリア形成できることや新しい働き方の推進により柔軟で効率的かつ多様な働き方が進んでいることを的確に発信する必要がある。

このため、実際の業務を体験できるキャリア実習プログラムをはじめ、主に大学1、2年生を対象としたキャリアデザイン講座や受験者層に応じた職種別ガイダンス、各大学と連携した説明会をオンライン方式も活用しながら実施するとともに、採用案内タブロイド紙と効果的に連携させた職員採用ポータルサイトの運用やSNSによる発信を充実させるなどの取組を強化する。

また、若手職員の生の声や職場の雰囲気に触れる機会を設けるため、対面での若手職員との個別面談や職場見学を行う採用サポーター制度を引き続き実施する。

採用予定人員の確保が困難な技術系職種については、任命権者においても、リクルーターによる大学訪問、現場説明会の開催等、職種ごとの対策を

講じるとともに、合格後の辞退を防止するため、採用前の説明会や研修、個別相談の実施、県政情報の発信など、合格者に対する採用までの定期的なコントクトを引き続きしていく。

受験者確保に向けて、様々な機会やツールを生かして、兵庫県職員が意欲とやりがいを持って職務に従事できる魅力ある職業であることを任命権者と一体となって発信していく必要がある。

(2) 中長期視点に立った人材の育成

県政課題の複雑・多様化により、職員をめぐる環境が大きく変化する中においても、県民の要請に的確に対応できる持続可能な組織を構築していくことが求められる。このため、職員一人ひとりが個性と能力を最大限発揮でき、組織力の向上につながるよう、人材育成の取組を計画的・戦略的に進めていく必要がある。

「人材マネジメント方針」では、採用、育成、配置、評価・処遇といった人事施策全般を一貫した考え方の下に整備するための基本的方向性を定め、実施している。人材育成の取組は、10～20年後の職員配置の動向を見据えながら、中長期的な視点に立って、人事管理全般を通じて総合的に推進すべきものであり、人材育成担当部門や管理監督職はもとより、職員一人ひとりが本県における人材育成の基本的な考え方を共有することが重要である。

管理監督職には職員が担当業務に取り組む意義や業務目標を正しく理解し、より効果的に業務を推進できるよう、部下と業務目標を共有し、一体となって遂行していくマネジメント能力を向上させることが求められる。

また、職員一人ひとりが自身のキャリアビジョンを明確に持ち、その実現に必要な知識や能力を継続的に習得し、成長につなげていくことが、仕事のやりがいや主体的に職務に従事する意欲を生み、組織の活性化の観点からも極めて重要なとなる。

職員のキャリア構築には、個人による主体的な学びと、組織によるキャリアパスの明示化や支援が両輪となった取組が求められる。今後更に職員の多様な能力・適性に応じて、自ら必要な学びが選択できるよう研修環境の整備や社会参画を一層進めるとともに、職員が主体的に描いたキャリアビジョンを実現できるよう庁内公募やマルチワークプログラム等の取組を充実させる必要がある。

さらに、職員の育成や意欲の向上、ひいては組織力の向上に実効性のあるマネジメントを推進するには、それぞれの取組の効果を分析・検証することによ

り、人材育成上の課題把握と改善につなげる PDCA サイクルを実践していくとともに、DX 人材の育成など、時代の情勢に応じた新たな取組を取り入れていくことが重要である。

2 ダイバーシティ＆インクルージョンの推進

(1) 女性の活躍推進

性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、一人ひとりがその意欲と能力に応じて活躍できる職場づくりを推進し、様々な価値観や意見を受け入れ、その多様性と包括性を高めていくことが、今後ますます求められている。

特に、女性の活躍推進については、ライフステージも踏まえ、女性がそのキャリアを途切れさせることなく、活躍できる場を拡大することが重要である。

本県では、男女共同参画を推進するため、特定事業主行動計画にも位置づけられている「第7次男女共同参画兵庫県率先行動計画－ひょうごアクション8－」（令和3～7年度）を策定し、「女性にとって働きがいのある職場づくり」などの重点目標を掲げ、女性活躍を推進してきた。

知事部局等では女性の採用及び管理職登用をより一層推進するため、採用者に占める女性の割合を45%、本庁課長級の女性割合を20%とすることなどを目標として、女性の活躍推進に取り組み、令和7年4月の知事部局等の採用者に占める女性の割合は49.2%で目標を4年連続達成し、本庁課長級の職に占める女性の割合も22.1%となり、昨年度に引き続き目標を達成した。今後も、今年度に改定予定の次期ひょうごアクション8（令和8～12年度）と歩調を合わせつつ、女性職員が生き生きと働くことができる環境整備を進めることが必要である。

教育委員会及び警察においても、それぞれの特定事業主行動計画で、公立学校及び事務局における管理職の女性割合を22.0%、女性警察官の割合を令和8年4月までに12.0%とするなどの数値目標を掲げている。

教育委員会では、公立学校及び事務局における管理職の女性割合は、校種等で差があるものの25.8%で目標を4年連続達成し、警察における女性警察官の割合は11.6%で、目標達成に向け、着実に推移している。

女性職員のキャリア支援については、一般職員の段階から様々な職務経験ができるよう、県政の意思決定に関する部門やこれまで女性が就いていなかった職務・役職への配置、キャリア形成への支援、ライフステージに応じた研修の充実やロールモデルの情報共有など、具体的な取組を一段と進めていく必要がある。

あわせて、仕事と生活の両立支援拡充や男性職員の育児休業取得の更なる推進を図るなど、互いに理解し協力しあう職場風土の醸成に引き続き取り組む必要がある。

(2) 障害者の雇用促進

障害者の雇用については、障害者を対象とする職員採用選考試験において、令和元年度から身体障害者だけでなく知的・精神障害者にも対象を広げ、令和4年度には、事務系職種に加えて技術系職種での採用や年齢制限の大幅緩和(59歳)を行うなど、活躍の場が広がるよう試験制度を見直した。

障害者の法定雇用率については段階的な引上げが実施されているところ、知事部局及び警察では法定雇用率を上回っているが、教育委員会においては、学校現場では他の部門と同様には進みにくい面もあり、法定雇用率を下回る状況にある。令和8年度には法定雇用率が更に引き上げられることから、計画的に障害者雇用の拡大に取り組む必要がある。

採用後においても、「障害者活躍推進計画」に基づき、障害のある職員一人ひとりが障害特性や個性に応じて能力が発揮できる具体的な業務等を把握して用意するとともに、働きやすい環境整備や多様な特性に対応した人事管理が不可欠である。

3 能力と実績に基づく人事管理と職員のモチベーション向上

定年の段階的引上げ、職員年齢構成の変化や働き方の多様化が進む中において、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、職員が自身の成長や組織への貢献を実感できることが極めて重要である。現在、人事院では優秀な人材確保のための新たな人事制度を検討しており、令和8年度中に措置の骨格を、令和9年度に具体的な内容を報告することとしている。その動向を注視する必要があるが、人事評価を用いて職員の能力・実績を的確に把握し、その結果を任用、給与等により適切に反映して、職員の意欲・能力向上や人材育成に活用する必要がある。

そのため、「人材マネジメント方針」に基づく、管理職のマネジメント力向上をはじめ、WAY面談等の実施による職員への助言やフィードバック等の丁寧な実践などにより、能力と実績に基づく人事管理や納得感のある人事評価の実施に引き続き努める必要がある。

また、職員のモチベーション向上の取組として、令和6年度から実施している職員のエンゲージメント調査においては、今年度、職員と組織の信頼関係を表す数値は昨年調査より改善した一方、管理職と監督職間での情報共有・意見交換機

会の不足や、若手職員については、経験年数の増加に伴いエンゲージメントが低下するといった課題も明らかになっている。管理監督職は自身のマネジメントの振り返りを行うとともに、職員全員がより働きやすい職場を実現していくために自身が何ができるか改めて考えていくことが重要である。また課題に対して組織として改善策を実行し、職員がモチベーションを高く持つて働く環境を整備することが必要である。

あわせて、今後、暫定的な本庁舎再編に係る執務室の移転が始まることから、執務室分散により業務効率の低下が起こらないように配慮していくとともに、職員同士のコミュニケーション等を損なうことのない、働きやすい職場環境を整備していく必要がある。

4 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

ア 超過勤務の縮減

長時間にわたる超過勤務は、職員の心身の健康や公務能率のみならず、家庭生活にも大きな影響を及ぼすものであり、知事部局、教育委員会、警察を問わず、仕事と生活の両立を図る観点から、職場環境の整備を図る必要がある。

令和6年度の知事部局等の職員1人当たり1月平均の超過勤務時間（災害対応等を除く）は10.1時間で概ね前年度並みであり、上限時間（年360時間）を超えて超過勤務を行った職員は329人と前年度をやや下回った。超過勤務に関する規則を定めた平成29年度における職員1人当たり1月の平均は12.3時間、上限時間を超えて超過勤務を行った職員は461人であり、減少傾向にあるが、超過勤務が多い職場においては、個別面談などを通じて、引き続き、要因分析を十分に行い、業務の縮減や平準化、仕事の進め方の見直しなどに一層取り組む必要がある。

また、超過勤務の縮減を進めるためには、職員一人ひとりの意識改革はもとより、県庁組織全体のパフォーマンスを更に高めていく必要がある。各任命権者において、業務量に応じた人員の確保や事務負担の平準化、業務の縮減・効率化など新しい働き方の更なる推進に努めていくことが重要である。

イ 休暇の取得促進

年次休暇の取得促進については、事務業務の簡素化、年間を通した計画的な休暇取得、休日と組み合わせた連続休暇の取得等に引き続き取り組む必要がある。

平均取得日数は近年 11~13 日で推移しており、令和 6 年は、知事部局と警察では前年より微増、教育委員会では微減となつたが、各任命権者とも令和 5 年の全国平均 14.3 日を下回っている。また、年次休暇取得日数が 5 日未満の職員は、概ね減少している。

これまでの取組により、年次休暇の取得は一定進んでいるが、取得が困難な職員に対しては、引き続き取得しやすい環境づくりの強化や働きかけが必要である。

ウ 教職員の多忙化対策

学校現場は、通常の授業以外にも、部活動をはじめ学校運営、生徒指導、保護者対応等、多岐にわたる業務を担っていることから、長時間勤務が常態化し、全国的にも深刻な状況となっている。勤務時間の適正化は、仕事と生活の両立だけでなく、人材確保の観点からも重要かつ喫緊の課題である。

県教育委員会は、「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」等に基づき、時間外在校等時間の上限時間を原則月 45 時間、年 360 時間と定めるとともに、元気でやりがいを感じられる働きがいのある学校づくりに向け、様々な取組を行ってきた。

令和 6 年度の教員 1 人あたりの年平均超過勤務時間は、県立学校においては、324 時間 6 分で前年度より 7 時間 34 分減少している。市町立学校においては、小学校は 326 時間 27 分で前年度より 27 時間 47 分減少、中学校は 501 時間 52 分で前年度より 31 時間 47 分減少しており、取組の成果が見られるものの、中学校教員では上限時間を超えるなど、長時間労働の解消には至っていない。このような状況を踏まえ、県教育委員会は、ICT の活用や業務支援員、スクール・サポート・スタッフなど外部人材の活用のほか、学校における働き方改革の推進について、地域や保護者に理解や協力を得るための県・市町が連携した共同メッセージを活かすなど、県立及び市町立学校における教職員の業務量の削減に向けた実効性の上がる取組を引き続き強力に推進していく必要がある。

加えて、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正を踏まえ、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保す

るための措置を実施するなど、学校における働き方改革の一層の推進も不可欠である。

とりわけ、多忙化の一因ともなっている教職員の未配置問題は、令和7年5月1日における教員の不足は全校種計194人であり、前年度より11人減少したものの、依然として深刻な状況が続いている。県教育委員会は、講師登録人材バンクの充実や産休・育休代替教職員の安定的確保に向けた先読み加配措置、市町の臨時講師確保のための初任者の配置先決定時期の前倒しに加え、新たに産休・育休代替への正規教員の配置に係る必要人数の確保などの対策に取り組んでいるが、引き続き、これら制度の拡充など他の先進事例も踏まえつつ、教職員の不足解消に向けた人材確保策を一層強力に推進することが必要である。

また、県立学校における医師による面接指導の実施率は前年度より改善はしたものの、令和6年度で56.5%に止まっている。対象教職員に対しては、長時間勤務に起因する健康障害を防止するため、面接指導の意義をより丁寧に周知し、更なる実施の徹底を図る必要がある。

学校現場の環境が一層改善され、教職員が児童生徒とゆとりを持って向き合う時間が確保されることが、兵庫の教育をより充実させるとの観点とあわせ、県教育委員会において各市町組合教育委員会への業務改善につながる支援や連携を行うことが重要である。本委員会としても、対応を注視するとともに、必要に応じて、更に詳細な実態調査や教職員の多忙化対策について県教育委員会との意見交換を進める。

(2) 仕事と生活の両立支援

有為な人材を確保し、職員一人ひとりの能力を十分に活用するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進がますます重要となる。また、男女ともに育児・介護等により時間の制約がある中でも、職員が能力を発揮し、公務に貢献できるよう、柔軟で多様な働き方の実現に積極的に取り組む必要がある。

本県においては、育児・介護のための休暇・休業制度の充実や弾力的な勤務時間制度の整備が行われており、本年は、当該制度の個別周知及び制度利用の意向確認の義務付け、育児部分休業や介護休暇等の取得方法の拡充等の措置が講じられている。

人事院は、育児や介護などに限らない職員の様々な事情に応じた勤務時間の短縮等、勤務時間・休暇制度等の更なる見直しについて検討を進めていくこととしている。

本県においても、国の検討の動向に留意しつつ、他の都道府県の動向も踏まえ、適切に対応していく必要がある。

男性職員の育児参加支援制度については、国・地方の公務員に係る男性の育児休業取得率の政府目標が引き上げられたことを踏まえ、「ひょうごアクション8」（令和3～7年度）で令和7年度末までに男性職員の2週間以上の取得率を85%とすることを目標とする中、令和6年度の取得率は86.8%と目標を着実に達成してきた。

次期ひょうごアクション8の策定に当たっては、女性活躍や男性の家庭・地域活動等への参画、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を一層推進していく必要がある。

あわせて、管理職や男性職員をはじめ、職場全体の意識を変えていくことも重要である。各任命権者においては、男女ともに働きやすい職場を目指し、これまで以上に、仕事と不妊治療や妊娠、出産、育児、介護、治療等の両立を支援する制度の十分な周知と男性職員の家事・育児への参加の更なる促進等、互いに理解し協力しあう職場環境づくりに取り組む必要がある。

また、在宅勤務制度は、柔軟で多様な働き方に資するものであり、職員一人ひとりの様々な事情に応じて職員が制度の利用を選択できることが重要である。これらの制度が適切に運用され、職員が能力を十分に発揮できるよう環境整備を図る必要がある。

(3) 職員の健康管理

職員が健康で働き続けられることこそ、本人や家族にとって何よりもかけがえのないことであり、効率的かつ質の高い行政サービスを提供する観点からも重要である。

生活習慣病の予防やがんなどの疾病の早期発見・早期治療につなげるよう、定期健康診断項目の充実等を図るとともに、治療と仕事の両立ができるよう、休暇制度など各種制度の周知や相談体制の充実に取り組む必要がある。

また、健康問題により長期病休を取得している者は、10年前に比べて減少傾向にあるものの依然として多く、長期病休者に占める精神疾患の割合は、令和6年度で、全体47.1%、教育委員会47.9%、警察30.9%であるところ、特に知事部局等では75.4%と高止まりしている状況である。

心の健康対策については、令和6年度に策定した心の健康づくり計画に基づき、①気づき支援と早期対応、②相談しやすい体制づくり、③復職支援などにより、各任命権者が所属の管理監督職と密接に連携し、個別事例にきめ細かく対応することが重要であり、実施状況等を適切に評価して、メンタルヘルスケアの一層の充実を図ることが求められる。

管理監督職においては、日頃から、職員との意思疎通を積極的に図り、職員の心身の状況を的確に把握する必要がある。また、定期健康診断やストレスチェックの受診結果、職員健康相談や教職員メンタルヘルス相談、ならし出勤制度を積極的に活用して職員の心身不調の早期発見や早期回復を支援するとともに、ストレスチェックの集団分析結果も参考に、職員が生き生きと働くことのできる職場環境づくりに、率先して取り組むことが求められる。

(4) ハラスメントの防止

職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、職場の効率的な運営にも支障をもたらす。

各任命権者は「ハラスメント防止指針」を定め、研修等を通じた指針内容の周知、相談対応などを実施しており、本委員会も苦情相談を実施し、必要に応じて助言、指導、あっせん等の措置を行ってきた。ハラスメントの相談件数は依然として多く、相談しやすい環境の整備が進んできていると評価できる一方、引き続きハラスメントを生じさせない職場づくりを推進していく必要がある。

本年度実施した風通しの良い職場づくりのための県幹部職員研修では、知事、副知事をはじめ幹部職員が、組織マネジメント力、心理的安全性の高い職場形成、アンガーマネジメントによる冷静な部下指導の方法等を再確認し、事例演習を通して実践力を身に付けるとともに、個人情報保護制度や公益通報者保護制度について受講した。今後も継続的に研修を受講し、理解を促進し、実践を図る必要がある。管理職等は自身の言動を顧みて、職場でハラスメントが行われていないかを十分に注視するとともに、職員が相談しやすい環境整備を一層進める必要がある。

また、階層別研修等においても、引き続きハラスメント防止に関する研修を実施し、全職員が法の趣旨や責務を認識することが重要である。

さらに、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)のように、業務の範囲や程度を明らかに超える要求は、職員が疲弊する原因の一つになる。

そのような要求について職員から苦情相談があった場合には、組織として対応し、その内容に応じて、迅速かつ適切に職員の救済を図ることが必要である。

また、性的指向や性自認(SOGI)を理由とする偏見や差別、その他職場における様々なアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）によるハラスメントが生じることがないよう職員の意識向上のための研修や働きやすい環境整備等、ハード・ソフト両面にわたる取組を行う必要がある。

5 高齢期の雇用

本格的な少子高齢化社会を迎えるにあたり、若年労働人口の減少が続く中で、質の高い行政サービスを維持していくためには、高齢層職員がこれまで培ってきた能力及び経験を有効に活用する必要がある。そのため、60歳以降の働き方に対する職員の意向やライフスタイルにも配慮した勤務形態による任用や配置等に留意するとともに、定年まで働き続けられる職場環境の整備に取り組むことが重要である。

また、高齢層職員がモチベーションを維持し、その活躍を促すためには、職員の勤務意欲と勤務実績にこたえる処遇としていく必要がある。特に、教育職の再任用職員については、多くが退職前と同一の職務の級で任用され、退職前と変わらない役割を担っている。60歳超の常勤職員と給与水準に差があることは権衡の観点から課題がある。

高齢層職員の給与については、65歳定年の完成を視野にいれた60歳前・60歳超の各職員層の給与水準の在り方について、今後の国の検討の動向を注視するとともに、教育職の再任用職員の給与水準について、常勤職員との権衡等の観点を踏まえたモデル給料表の作成を、引き続き全国人事委員会連合会に強く働きかけていく。

高齢層職員の士気確保は非常に重要であり、各任命権者においては、高齢層職員がこれまで培ってきた能力及び経験を十分に活かし、意欲的に働き続けられるようモチベーションの維持・向上に意を用いる必要がある。

6 臨時・非常勤職員の任用等

本県においては、様々な分野で会計年度任用職員をはじめ、臨時・非常勤職員が任用されており、公務の円滑な推進に寄与している。

各任命権者においては、公務能率の向上を図る観点から、職務の内容や責任を適切に設定しその職に就く職員の能力を十分に引き出し、人材確保の観点からも、良好な勤務環境の整備を進める必要がある。

会計年度任用職員については、国の非常勤職員の取扱いを踏まえ、短期介護休

暇の取得要件の拡充や私傷病にかかる病気休暇を有給とする等の措置が講じられており、引き続き国との権衡を踏まえた措置の検討を行う必要がある。また、会計年度任用職員の採用に当たっては、任期ごとに客観的な能力実証を行うことが必要である。再度の任用を行う場合についても平等取扱いの原則及び成績主義、国の非常勤職員の取扱いも踏まえ適切に対応する必要がある。

7 公務員倫理の徹底

職員は県民全体の奉仕者であり、一人ひとりが兵庫県職員としての自覚を持ち、法令遵守に留まらず、公務員としての高い倫理観を持って、自らの行動を厳しく律することが求められている。

多くの職員が、県民生活を重視した県行政の推進に向けて職務に邁進しているにもかかわらず、一部の職員によるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントをはじめ、多岐にわたる不祥事が依然として発生しており、公務全体の信頼に大きな影響を与えている。

管理職の懲戒処分事例も見受けられることから、管理職が自らを律することはもとより、各任命権者においては、日頃から職員の執務状況や職場環境等に心を配るなど、改めて再発防止と公務員倫理の徹底を図らなければならない。

また、職員公益通報制度の運用に当たっては、公益通報者保護法の趣旨を踏まえ、通報者の保護を徹底するとともに、相談窓口を広く周知するなど組織の自浄作用を一層發揮できるよう十分留意する必要がある。

第3 おわりに

1 人事委員会の給与勧告制度

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約に対する代償措置として設定されたものであり、地方公務員法に規定する給与決定の原則に基づき、適正な給与水準を確保する仕組みとして定着している。

また、公務員の勤務条件等について、県民に対する説明責任を果たし、理解と支持を得るための重要な役割を担っている。

さらに、この制度は、県政の各分野において職務に精励している職員の努力や成果に報いる一方、人材の確保や良好な労使関係の構築にも寄与するものである。

増加する行政需要に対応し、持続可能な行政サービスを提供するためには、直面する様々な課題に職員が一丸となって取り組まなければならない。

県議会及び知事におかれでは、勧告制度の意義や役割に理解を示され、職員の士気高揚、各自の持つ能力を十分に発揮できる職場環境の整備、中長期的な視点に立った人材の育成などに配慮いただき、今回の報告及び勧告について、適切に対応されるよう要請する。

2 給与抑制措置

本県では、管理職手当について、財政状況や他の地方公共団体の状況等を踏まえてその減額率を縮小しつつも、平成20年度からの長期にわたり、行財政構造改革による給与抑制措置として減額措置が実施された。

当該措置は、本委員会の勧告に基づく給与改定とは別の観点から実施されてきたもので、地方公務員法に定める給与決定の原則と異なり、あくまで期間を限定した緊急的・臨時的なものであることが求められるものであることから、本委員会は、速やかに解消されるよう要請を行ってきた。

本委員会の報告を踏まえた令和6年度末の管理職手当の減額措置の解消により、全ての給与抑制措置が解消されたが、今後も給料及び諸手当等の検討に当たっては、職員のモチベーションの維持・向上や人材確保の観点からも十分配慮されたい。

3 むすび

職員においては、県民の安全・安心を確保するため、誇りと使命感を持って、日々の職務に精励していることに心から敬意を表する。

県政を取り巻く状況や社会情勢が激変する中にあって、公務に対する県民の期待は大きい。

今後も、県民の期待と信頼に応えるべく、職務に精励いただくようお願いする。

別表

人事院の給与等に関する報告等の概要 (R7.8.7)

I 公務員人事管理に関する報告

事　項	概　　要
1 高い使命感とやりがいを持って働く魅力あふれる公務へ	<p>(1) 国家公務員行動規範の浸透</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 研修やポスター掲載等による職員への周知・啓発 ▶ 各府省のMVV制定・見直しにおける行動規範の活用の働きかけ ▶ 公務のブランディングを通じた公務の魅力の発信への活用 <p>[令和7年度から実施]</p> <p>(2) 「選ばれる」公務職場の実現～公務のブランディング～</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 競合する企業等と差別化できる公務職場の魅力を整理し、一体的・整合的に公務内外へ発信 ・府省横断チームにおいて、公務全体のブランドメッセージの策定、効果的な発信方法を具体化 <p>[令和8年度から採用活動に活用]</p>
2 採用年次にとらわれない実力本位で挑戦できる公務へ	<p>(1) 優秀な人材の確保のための新たな人事制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 採用後の役割や活躍に応じて給与が上昇し、職員の職務や公務への貢献にふさわしい給与水準へ ・高い能力・実績のある人材が登用され、より職務・職責に見合った給与が支給される体系へ ・業務効率化の視点を踏まえ、簡素で分かりやすいものとなるよう諸手当を抜本的に見直し ▶ 幹部・管理職員を中心とした政策の企画立案等に関わる職員については、給与・勤務時間・任用の制度等を一体的に検討 <p>[令和8年度に措置の骨格を、令和9年度に具体的な内容を報告]</p> <p>(2) 新たな人事制度の導入に先行して実施する見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 採用市場で競合関係にある企業規模を踏まえ、官民給与の比較対象を見直し ▶ 本府省の業務の特殊性・困難性の高まりに伴い、本府省業務調整手当を拡充 ▶ 職務・職責に見合った給与処遇の確保を一層推進するため、昇格前の級に一定期間の在級を求める在級期間に係る制度を廃止 ▶ 著しく不便な地に所在する官署に勤務する職員に支給される特地勤務手当等との調整措置を廃止 <p>[令和7年度から見直し]</p>

事　項	概　　要
3 働きやすさと成長が両立し、自分らしく挑戦できる公務へ	<p>(1) 超過勤務の縮減 — 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各府省の職場の実情に応じた実効的な縮減策を示し、伴走支援 ▶ 調査・指導後の取組が不十分な場合は臨時調査を新規実施 ▶ 行政部内を超えた取組が必要なものは関係各方面に協力要請 ▶ 特例業務の範囲の厳格化に向けた取組の推進 <p style="text-align: right;">[令和7年度から実施]</p> <p>(2) 時代に即した働き方の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 自己実現や社会貢献につながるような兼業を可能とする兼業制度（自営兼業）の見直し <p style="text-align: right;">[令和8年度から施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 転勤する職員に対する給与上のインセンティブを付与 ・特地勤務手当等の見直し（再掲） <p style="text-align: right;">[令和7年度に実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の勤務地を異にする異動に係る手当の見直し <p style="text-align: right;">[令和8年度の措置に向け調査・検討]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 育児・介護に係る両立支援制度の効果的な周知・啓発 <p style="text-align: right;">[令和7年度から実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 無給休暇の導入及びフレックスタイム制や年次休暇取得単位などの見直し <p style="text-align: right;">[令和8年度に措置の内容を報告]</p> <p>(3) 職員の Well-being の土台づくりのための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 勤務間のインターバル確保に向けた課題解消の取組例を示すなど、より実効性のある取組を推進 <p style="text-align: right;">[令和7年度から実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各府省における産業医学に詳しい医師や保健師等専門職の配置を充実させる方策の検討 <p style="text-align: right;">[令和7年度から実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ カスタマー・ハラスメントに対して組織として毅然とした対応を取りやすくするよう人事院規則に必要な取組を明記 <p style="text-align: right;">[民間労働法制に遅れずに施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 宿舎整備について、関係府省への働きかけや民間状況の調査を実施 <p style="text-align: right;">[令和7年度から実施]</p> <p>(4) 主体的な学びと成長の支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用 <p style="text-align: right;">[令和7年度に実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 自己啓発等休業の対象となる事由の拡大の検討 <p style="text-align: right;">[令和8年度に措置の内容を報告]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 内閣人事局やデジタル庁と連携し、職員情報管理、勤務時間管理、研修管理に関するデジタル化の推進 <p style="text-align: right;">[勤務時間管理共通システム：令和8年度までに基本機能を整備、 令和9年度から段階的に導入]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公平審査制度や苦情相談の迅速性・実効性を高める方策の検討 <p style="text-align: right;">[令和7年度から8年度にかけて実施]</p>

事項	概要
4 未来を創る高い志を持つすべての人が挑戦できる公務へ～採用プロセスのアップデート～	<p>(1) CBT方式の導入を始めとした採用試験の抜本的見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 海外を含めた受験会場及び受験日の選択が可能となる、CBT方式を段階的に導入 <ul style="list-style-type: none"> ・民間のWebテスト等の活用も視野に入れた試行試験 <p style="text-align: right;">[令和8年度に実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験者採用試験の基礎能力試験への導入 <p style="text-align: right;">[令和9年度に実施]</p> <p>(2) 採用におけるインターンシップの更なる活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各府省におけるインターンシップの実施拡大に向けた支援や、教養区分で早期に合格した学生等に向けたインターンシップの推進 <p style="text-align: right;">[令和7年度から実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ インターンシップを通じて得られた情報を選考過程に活用する上で必要な環境の整備 <p style="text-align: right;">[令和8年度から実施]</p> <p>(3) 官庁訪問プロセスの改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 訪問期間や訪問時間の合理化 ▶ 地方在住の訪問者に対する配慮の拡充 <p style="text-align: right;">[令和8年度から順次実施]</p> <p>(4) アルムナイ採用も含めた経験者採用の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各府省においてアルムナイ人材を柔軟に再採用できるよう、能力実証方法や公募手続の簡素化 ▶ 採用希望者の情報を一元的に集約し、各府省に共有する「人材プール」の整備 <p style="text-align: right;">[令和8年度から順次実施]</p> <p>(5) 技術系人材の確保に特化した採用ルートの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ インターンシップを活用し、既に採用試験に合格している者を通常より早期に確保するための仕組みの整備 ▶ 技術系に特化した新たな採用の入口となる採用試験等の採用手法について検討 <p style="text-align: right;">[令和8年度に具体像の提示]</p> <p>(6) 地元志向人材層に対応するための新たな仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 初任地の希望を受験時に聴取する採用試験の実施 <p style="text-align: right;">[令和8年度から実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域ごとに作成する採用候補者名簿の作成単位の見直しの検討 <p style="text-align: right;">[令和8年度から実施]</p>

II 給与に関する勧告・報告

事 項	概 要
1 民間給与との比較	<p>(1) 官民給与の比較方法の見直し 【考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民給与の比較は、民間企業の状況を広く反映させるとともに、公務の職務・職責に照らして、適切な比較対象とする必要 ○ 行政課題の複雑化・多様化を踏まえると、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな民間企業と比較することが適當 ○ 採用市場における競争力を高めるには、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識する必要 【見直し内容】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民給与の比較対象を【企業規模 100 人以上】とする ○ 較差算出に当たり、本府省職員は、業務執行面での類似性や立地条件、業務の特殊性や困難性を考慮し、東京 23 区本店の【企業規模 1,000 人以上】と対応させる <p>(2) 月例給 官民較差 15,014 円 (3.62%) (3) 特別給 民間における支給割合 4.65 月</p> </p>
2 給与改定の内容	<p>(1) 月例給 ✓ 奉給 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ <ul style="list-style-type: none"> 【総合職（大卒）】242,000 円 (+5.2% [+12,000 円]) 【一般職（大卒）】232,000 円 (+5.5% [+12,000 円]) 【一般職（高卒）】200,300 円 (+6.5% [+12,300 円]) ▶ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定 <ul style="list-style-type: none"> ※ 行政職俸給表（一）の平均改定率は、1 級[係員]5.2%、2 級[主任等]4.2%、全体 3.3% <p>✓ 本府省業務調整手当 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800 円を支給 ▶ 課長補佐級の手当額を 10,000 円、係長級以下の手当額を 2,000 円引上げ </p> <p>✓ 特地勤務手当等 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 著しく不便な地に所在する官署（特地官署等）に勤務する職員に支給される特地勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止 ▶ 特地官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加 </p> <p>(2) 期末・勤勉手当 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 年間 4.60 月分 → 4.65 月分 ▶ 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに 0.025 月分引上げ </p> </p>

事項	概要
3 その他の主な給与制度の見直し	<p>(1) 通勤手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、以下のとおり見直し <ul style="list-style-type: none"> ・「100km以上」を上限とする新たな距離区分（5km刻み）を新設（上限 66,400円）（現行は「60km以上」） ・現行の距離区分についても、200円から7,100円までの幅で引上げ ・1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設 ▶ 職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、採用や異動の日から通勤手当を支給できるよう支給方法を見直し <p>(2) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置 <p>(3) 宿日直手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定（普通・特別宿日直：+300円、医師当直：+1,500円） <p>(4) 地域手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 給与制度のアップデート（令和7年4月～）で段階的に見直しを行うこととしている支給割合について、令和8年度の支給割合を設定 <p>(5) 期末・勤勉手当における在職期間等の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 官民間の人事交流を活性化させるため、官民人事交流法に基づく交流採用職員が民間企業で勤務した期間を在職期間等に通算 ▶ 研究休職の活用を促進するため、法人の種類にかかわらず、職務に密接に関連し、公務に特に資する研究に従事した期間を在職期間等に通算 <p>※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当について、本年の俸給表の改定状況を踏まえ、所要の改定</p>

別紙第2

勧 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第1の報告に基づき、所要の措置をとられるよう次のとおり勧告する。

I 改定の内容

1 紙料表

給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当

ア 国家公務員の例により、医師及び歯科医師に対する手当月額の限度を改定すること。

イ 獣医師に対する手当月額の限度を37,300円とすること。

(2) 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当

国家公務員の例により措置を講じること。

(3) 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は22,500円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円とすること。

(4) 期末手当及び勤勉手当

ア 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を1.2625月分（特定幹部職員にあっては1.0625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.0625月分（特定幹部職員にあっては1.2625月分）とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を0.7125月分（特定幹部職員にあっては0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.5125月分（特定幹部職員にあっては0.6125月分）とすること。

ウ 任期付研究員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割

合を1.75月分とすること。

エ 特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.8875月分とすること。

II 改定の実施時期

Iの改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、別記高等学校教育職給料表の備考2及び中学校・小学校教育職給料表の備考2については、令和8年1月1日から実施すること。

III 通勤手当の見直し

国及び他の都道府県の改定状況並びに本県の実情を考慮して、適切な措置を講じること。

[令和7年勧告]

別記 行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	463,300			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	463,600			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	463,900			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	464,200			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
	86	266,200	305,800	355,700	397,000	409,300				
	87	266,500	306,100	356,100	397,400	409,600				
	88	266,800	306,400	356,500	397,800	409,800				
	89	267,100	306,700	356,700	398,100	410,000				
	90	267,400		357,100	398,600					
	91	267,700		357,500	399,000					
	92	268,000		357,900	399,400					
	93	268,300		358,100	399,700					
	94			358,400						
	95			358,800						
	96			359,100						
	97			359,400						
	98			359,800						
	99			360,200						
	100			360,600						
	101			361,100						
	102			361,500						
	103			361,900						
	104			362,300						
	105			362,800						
	106			363,200						
	107			363,500						
	108			363,800						
	109			364,200						
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

[令和7年勧告]

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級					
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額					
		円	円	円	円	円					
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100					
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300	61	283,900	330,200	402,100	459,700
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000	62	284,500	330,700	402,800	
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900	63	285,100	331,300	403,400	
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800	64	285,600	331,800	404,100	
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800	65	286,200	332,200	404,800	
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500	66	286,700	332,800	405,400	
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400	67	287,300	333,300	406,000	
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200	68	287,800	333,900	406,700	
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300	69	288,400	334,400	407,400	
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600	70	289,100	334,900	407,900	
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100	71	289,700	335,400	408,500	
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100	72	290,300	336,000	409,100	
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100	73	290,900	336,500	409,600	
	15	221,000	277,600	362,400	408,200		74	291,500	337,200	410,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700		75	292,100	337,900	410,800	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200		76	292,800	338,600	411,300	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800		77	293,400	339,200	411,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400		78	294,100	339,800	412,300	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100		79	294,800	340,500	412,800	
	21	231,700	291,200	369,200	417,300		80	295,300	341,200	413,500	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700		81	295,900	341,900	413,900	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100		82	296,500	342,600	414,400	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400		83	297,200	343,200	414,900	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700		84	297,800	343,800	415,600	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000		85	298,300	344,300	416,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500		86	298,900	344,800		
	28	244,500	305,100	376,300	427,000		87	299,600	345,200		
	29	246,400	307,000	377,200	428,200		88	300,200	345,600		
	30	247,500	308,500	378,000	429,400		89	300,700	345,900		
	31	248,600	310,000	378,800	431,000		90	301,300	346,400		
	32	249,700	311,500	379,600	432,500		91	302,000	346,700		
	33	251,100	313,000	380,300	433,800		92	302,600	347,100		
	34	252,400	314,500	381,000	435,200		93	303,200	347,400		
	35	253,800	316,000	381,800	436,600		94	303,800	347,700		
	36	255,200	317,400	382,600	438,000		95	304,400	348,100		
	37	256,600	318,800	383,300	439,400		96	305,000	348,500		
	38	258,100	319,700	384,000	440,800		97	305,300	349,000		
	39	259,600	320,600	384,800	442,200		98	305,800			
	40	261,200	321,400	385,600	443,600		99	306,400			
	41	262,600	322,100	386,400	444,700		100	306,900			
	42	263,900	322,600	387,600	446,000		101	307,300			
	43	265,300	323,100	388,800	447,400		102	307,700			
	44	266,700	323,500	390,000	448,700		103	308,000			
	45	268,200	323,900	390,700	449,500		104	308,400			
	46	269,500	324,400	391,700	450,300		105	308,800			
	47	270,700	324,900	392,500	451,200		106	309,200			
	48	271,900	325,300	393,200	452,100		107	309,600			
	49	273,100	325,700	393,900	452,900		108	309,900			
	50	274,200	326,100	394,600	453,700		109	310,100			
	51	275,300	326,400	395,200	454,300						
	52	276,400	326,900	395,800	455,100						
	53	277,400	327,300	396,400	455,500						
	54	278,500	327,700	397,100	456,100						
	55	279,500	328,100	397,900	456,600						
	56	280,500	328,400	398,700	457,100						
	57	281,500	328,800	399,300	457,600						
	58	282,200	329,100	400,100	458,200						
	59	282,700	329,500	400,800	458,700						
	60	283,300	329,800	401,500	459,200						

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		230,200	273,400	299,200	343,000
					403,400

備考 1 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の5級の9号給から14号給までの号給は、試験場、研究所等の長で人事委員会規則で定めるもののみに適用する。

医師・歯科医師職給料表

職員の区分 号給	職務の級	1級	2級	3級	4級				
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	61	62	63	64
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	305,600	415,600	470,300	566,200				
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	61	417,600	494,400	552,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	62	417,900	495,000	553,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	63	418,200	495,700	554,300
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	64	418,500	496,400	555,200
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	65	418,800	496,800	556,000
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	66		497,400	
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	67		498,000	
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	68		498,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	69		499,000	
	11	335,200	437,000	488,100	603,800	70		499,500	
	12	338,600	438,500	489,900		71		500,000	
	13	342,000	439,900	491,700		72		500,500	
	14	345,500	441,300	493,400		73		500,900	
	15	348,900	442,800	495,200					
	16	352,300	444,200	497,000					
	17	355,700	445,500	498,800					
	18	358,800	447,000	500,700					
	19	362,000	448,400	502,600					
	20	365,200	449,800	504,500					
	21	368,500	451,100	506,400					
	22	371,600	452,600	508,100					
	23	374,700	454,000	509,900					
	24	377,700	455,400	511,700					
	25	380,800	456,800	513,300					
	26	383,100	458,200	515,100					
	27	385,400	459,500	516,900					
	28	387,600	460,900	518,400					
	29	389,500	462,300	519,800					
	30	391,200	463,600	521,500					
	31	392,900	465,000	523,300					
	32	394,700	466,400	525,000					
	33	396,400	467,700	526,500					
	34	398,200	469,100	527,800					
	35	399,800	470,400	529,100					
	36	401,100	471,800	530,400					
	37	402,500	473,200	531,400					
	38	403,900	474,900	532,700					
	39	405,300	476,500	534,000					
	40	406,700	478,000	535,300					
	41	408,200	479,600	536,300					
	42	408,900	480,800	537,100					
	43	409,500	481,900	537,900					
	44	410,100	483,000	538,700					
	45	410,900	484,000	539,600					
	46	411,500	484,900	540,400					
	47	412,100	485,800	541,200					
	48	412,600	486,600	541,900					
	49	413,100	487,300	542,700					
	50	413,500	488,000	543,500					
	51	414,000	488,700	544,200					
	52	414,400	489,300	545,100					
	53	414,800	489,900	546,000					
	54	415,100	490,600	546,800					
	55	415,400	491,200	547,700					
	56	415,800	491,800	548,600					
	57	416,100	492,100	549,400					
	58	416,500	492,700	550,200					
	59	416,800	493,300	551,000					
	60	417,200	494,000	551,700					

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

[令和7年勧告]

看護職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600		
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300		
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900		

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600
	86	295,800	322,600	360,600	379,900	409,000
	87	296,300	323,600	361,400	380,500	409,500
	88	296,800	324,600	362,200	381,000	409,900
	89	297,200	325,500	362,800	381,300	410,300
	90	297,700	326,500	363,400	381,800	410,700
	91	298,200	327,500	364,000	382,100	411,200
	92	298,700	328,500	364,600	382,400	411,600
	93	299,200	329,300	365,000	383,000	412,000
	94	299,600	330,000	365,400	383,500	412,400
	95	300,100	330,700	365,900	384,000	412,900
	96	300,700	331,300	366,300	384,500	413,300
	97	301,300	331,800	366,800	385,100	413,700
	98	301,800	332,100	367,200	385,600	
	99	302,300	332,600	367,700	386,100	
	100	302,800	333,200	368,100	386,500	
	101	303,200	333,600	368,400	387,100	
	102	303,700	334,100	368,900	387,600	
	103	304,100	334,700	369,200	388,100	
	104	304,500	335,200	369,500	388,600	
	105	304,900	335,600	369,900	389,200	
	106	305,300	336,100	370,400	389,600	
	107	305,700	336,600	370,900	390,100	
	108	306,000	337,100	371,400	390,600	
	109	306,200	337,500	371,900	391,200	
	110	306,500	337,800	372,400	391,600	
	111	306,700	338,100	372,900	392,100	
	112	307,000	338,400	373,300	392,600	
	113	307,300	338,700	373,700	393,200	
	114	307,500	339,100	374,100	393,600	
	115	307,800	339,400	374,600	394,100	
	116	308,000	339,700	375,100	394,600	
	117	308,300	339,900	375,500	395,200	
	118	308,500	340,200	376,000	395,600	
	119	308,800	340,500	376,500	396,100	
	120	309,100	340,700	377,000	396,600	

[令和7年勧告]

定年前 再任用 短時間勤務職員以外の職員	121	309,400	340,900	377,300	397,200			
	122	309,700	341,200	377,800	397,600			
	123	310,000	341,500	378,300	398,100			
	124	310,300	341,800	378,800	398,600			
	125	310,500	342,000	379,100	399,200			
	126	310,700	342,300	379,600	399,600			
	127	311,000	342,600	380,100	400,100			
	128	311,400	342,800	380,600	400,600			
	129	311,600	343,000	380,900	401,200			
	130	311,900	343,200	381,400	401,600			
	131	312,200	343,500	381,900	402,100			
	132	312,600	343,700	382,400	402,600			
	133	312,800	344,000	382,700	403,200			
	134	313,100	344,400					
	135	313,400	344,800					
	136	313,700	345,200					
	137	313,900	345,500					
	138	314,200	345,900					
	139	314,500	346,300					
	140	314,800	346,700					
	141	315,000	347,000					
	142	315,300	347,400					
	143	315,700	347,700					
	144	316,000	348,100					
	145	316,200	348,400					
	146	316,400	348,800					
	147	316,700	349,200					
	148	317,000	349,600					
	149	317,200	349,900					
	150	317,400	350,300					
	151	317,700	350,700					
	152	318,000	351,100					
	153	318,400	351,400					
	154	318,600	351,800					
	155	318,800	352,200					
	156	319,100	352,600					
	157	319,400	352,900					
	158	319,700	353,300					
	159	320,000	353,700					
	160	320,300	354,100					
	161	320,700	354,400					
	162	321,000	354,800					
	163	321,300	355,200					
	164	321,600	355,600					
	165	322,000	355,900					
	166	322,300						
	167	322,600						
	168	322,900						
	169	323,300						
	170	323,600						
	171	323,900						
	172	324,200						
	173	324,600						
	174	324,900						
	175	325,200						
	176	325,500						
	177	325,900						
定年前 再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000	

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

警 察 職 給 料 表

職員 の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円								
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600	
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800	
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000	
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400	
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500	473,600	
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800	473,800	
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000	474,000	
	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300	474,400	
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600	474,600	
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900	474,800	
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200	475,000	
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400	475,400	
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700	475,600	
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900	475,800	
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200	476,000	
	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400	476,400	
	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700	476,600	
	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000	476,800	
	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200	477,000	

[令和7年勧告]

定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400	477,400
	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700	
	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000	
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300	
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500	
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800	
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100	
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400	
	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600	
	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900	
	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200	
	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500	
	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700	
	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800	459,000	
	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100	459,300	
	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300	459,600	
	77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500	459,800	
	78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800	460,100	
	79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100	460,400	
	80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300	460,700	
	81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500	460,900	
	82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800		
	83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100		
	84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300		
	85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500		
	86	312,500	331,200	355,900	398,800	433,100	442,800		
	87	313,200	332,200	357,400	399,400	433,500	443,100		
	88	313,900	333,200	358,800	400,000	433,900	443,300		
	89	314,600	334,100	360,100	400,300	434,200	443,500		
	90	315,300	335,400	361,300	400,800	434,600	443,800		
	91	316,000	336,600	362,500	401,300	435,000	444,100		
	92	316,700	337,800	363,800	401,800	435,400	444,300		
	93	317,200	339,000	365,100	402,200	435,700	444,500		
	94	318,100	340,300	366,600	402,600	436,100			
	95	319,000	341,500	368,100	403,100	436,500			
	96	319,800	342,700	369,500	403,600	436,900			
	97	320,500	343,900	370,800	404,000	437,200			
	98	321,400	345,200	372,000	404,500				
	99	322,300	346,400	373,100	405,000				
	100	323,200	347,600	374,300	405,400				
	101	324,100	349,000	375,400	405,700				
	102	325,100	349,900	376,500	406,100				
	103	326,100	350,900	377,600	406,500				
	104	327,000	352,000	378,700	406,800				
	105	327,800	353,100	379,900	407,100				
	106	328,400	354,200	380,400	407,600				
	107	329,000	355,200	381,000	408,100				
	108	329,600	356,200	381,600	408,600				
	109	330,100	357,400	382,200	408,900				
	110	330,600	358,400	382,700	409,400				
	111	331,000	359,400	383,100	409,900				
	112	331,500	360,300	383,600	410,400				
	113	332,300	361,200	384,000	410,700				
	114	332,900	362,100	384,400	411,200				
	115	333,600	363,000	384,900	411,700				
	116	334,200	364,000	385,400	412,200				
	117	334,800	365,000	385,800	412,600				
	118	335,500	365,400	386,300	413,100				
	119	336,200	366,000	386,900	413,500				
	120	336,900	366,600	387,400	414,000				

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	337,500	366,900	387,600	414,400					
	122	337,800	367,300	388,100	414,900					
	123	338,300	367,700	388,600	415,300					
	124	338,800	368,100	389,000	415,800					
	125	339,100	368,500	389,500	416,200					
	126	339,400	368,900	390,000	416,700					
	127	339,900	369,300	390,500	417,100					
	128	340,400	369,700	391,000	417,600					
	129	340,700	370,100	391,300	418,000					
	130	341,000	370,500	391,800	418,500					
	131	341,500	370,900	392,300	418,900					
	132	342,000	371,300	392,800	419,400					
	133	342,300	371,500	393,100	419,800					
	134		372,000	393,600						
	135		372,300	394,000						
	136		372,600	394,400						
	137		372,900	394,700						
	138		373,300	395,100						
	139		373,800	395,600						
	140		374,300	396,100						
	141		374,600	396,400						
	142		375,100	396,800						
	143		375,600	397,300						
	144		376,100	397,800						
	145		376,400	398,100						
	146		376,900	398,500						
	147		377,400	399,000						
	148		377,900	399,500						
	149		378,200	399,800						
	150		378,700	400,200						
	151		379,200	400,700						
	152		379,700	401,200						
	153		380,000	401,500						
	154		380,500	401,900						
	155		381,000	402,400						
	156		381,500	402,900						
	157		381,800	403,200						
	158		382,300							
	159		382,800							
	160		383,300							
	161		383,600							
	162		384,100							
	163		384,600							
	164		385,100							
	165		385,400							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

[令和7年勧告]

高 等 学 校 教 育 職 給 料 表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級						
		給料月額 円										
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	212,900	234,000	332,300	389,400	464,700						
	2	215,300	236,400	334,000	390,900	466,500	61	294,100	340,600	421,500	469,200	
	3	217,600	238,800	335,800	392,300	468,300	62	294,700	342,300	422,700	469,800	
	4	219,900	241,300	337,500	393,700	470,100	63	295,500	344,000	423,900	470,300	
	5	222,100	243,700	339,100	395,100	471,800	64	296,100	345,700	425,100	470,800	
	6	224,400	246,100	341,200	396,500	473,500	65	297,100	347,400	426,000	471,300	
	7	226,600	248,500	343,300	398,000	475,400	66	297,900	348,700	427,200	471,900	
	8	228,800	251,000	345,300	399,400	477,200	67	298,600	350,000	428,300	472,400	
	9	231,000	253,400	347,200	400,700	478,900	68	299,300	351,300	429,500	472,900	
	10	233,200	255,000	349,200	402,100	480,500	69	299,900	352,800	430,500	473,400	
	11	235,400	256,600	351,000	403,600	482,100	70	300,600	354,400	431,500	474,000	
	12	237,600	258,200	352,700	405,100	483,600	71	301,300	355,900	432,500	474,500	
	13	239,800	259,800	354,400	406,400	485,100	72	302,000	357,500	433,400	475,000	
	14	241,900	261,200	356,000	407,900	486,400	73	302,700	358,900	434,100	475,500	
	15	244,000	262,600	357,400	409,400	487,800	74	303,400	360,500	434,800	476,100	
	16	246,100	264,000	358,900	410,900	489,100	75	304,100	362,100	435,700	476,600	
	17	248,200	265,400	360,200	412,300	490,300	76	304,600	363,500	436,500	477,100	
	18	250,000	266,600	361,700	413,900	490,900	77	305,200	365,000	436,900	477,600	
	19	251,700	267,800	363,000	415,500	491,500	78	305,800	366,600	437,500		
	20	253,400	269,000	364,300	417,000	492,200	79	306,500	368,200	437,900		
	21	255,100	270,300	365,600	418,200	492,800	80	307,100	369,700	438,500		
	22	256,400	271,400	367,200	419,600	493,400	81	307,600	371,200	439,100		
	23	257,700	272,500	368,800	421,000	494,000	82	308,200	372,800	439,400		
	24	258,900	273,700	370,200	422,300	494,700	83	308,900	374,300	439,600		
	25	260,100	275,000	371,600	423,900	495,300	84	309,600	375,800	439,800		
	26	261,300	276,700	373,000	425,300	495,900	85	310,200	377,300	439,900		
	27	262,500	278,400	374,300	426,600	496,500	86	311,000	378,900	440,000		
	28	263,700	280,100	375,500	428,000	497,200	87	311,700	380,500	440,300		
	29	264,800	281,800	376,700	429,400	497,800	88	312,300	382,000	440,500		
	30	265,800	283,800	378,400	430,700	498,400	89	313,000	383,400	440,800		
	31	266,900	286,000	379,900	432,200	499,000	90	313,800	384,800	441,100		
	32	267,900	288,200	381,500	433,700	499,700	91	314,600	386,200	441,400		
	33	269,000	290,400	383,200	435,300	500,300	92	315,400	387,500	441,600		
	34	270,100	292,600	384,900	436,700	500,900	93	315,900	388,800	441,900		
	35	271,300	294,800	386,600	438,300	501,500	94	316,700	390,200	442,200		
	36	272,600	296,900	388,300	439,800	502,200	95	317,500	391,500	442,500		
	37	273,800	298,900	389,600	441,500	502,800	96	318,300	392,800	442,800		
	38	274,900	300,800	391,100	443,000	503,400	97	318,900	393,900	443,100		
	39	276,100	302,700	392,300	444,600	504,000	98	319,600	395,300	443,400		
	40	277,200	304,500	393,400	446,200	504,700	99	320,400	396,600	443,700		
	41	278,500	306,300	394,400	447,700	505,300	100	321,100	397,900	444,000		
	42	279,500	308,200	395,700	449,200		101	321,900	399,100	444,300		
	43	280,500	310,000	397,000	450,400		102	322,700	400,400	444,600		
	44	281,400	311,700	398,300	451,600		103	323,600	401,500	444,900		
	45	282,000	313,400	399,800	452,800		104	324,400	402,700	445,200		
	46	282,800	315,200	401,500	454,100		105	325,000	403,900	445,500		
	47	283,600	316,900	403,100	455,300		106	325,800	405,000	445,800		
	48	284,400	318,500	404,500	456,500		107	326,600	406,200	446,100		
	49	285,100	320,100	405,700	457,600		108	327,400	407,400	446,400		
	50	285,900	321,800	407,200	458,800		109	328,100	408,800	446,700		
	51	286,600	323,600	408,500	460,000		110	328,500	409,800	447,000		
	52	287,400	325,300	410,000	461,200		111	328,800	410,800	447,300		
	53	288,200	326,600	411,400	462,400		112	329,300	411,800	447,600		
	54	289,000	328,500	412,800	463,600		113	329,800	412,700	447,900		
	55	289,700	330,300	414,200	464,800		114	330,200	413,700			
	56	290,500	332,000	415,700	466,000		115	330,600	414,800			
	57	291,200	333,600	417,000	467,100		116	331,000	415,900			
	58	291,800	335,500	417,900	467,700		117	331,500	416,600			
	59	292,600	337,200	419,100	468,200		118	332,000	417,500			
	60	293,400	338,900	420,300	468,700		119	332,400	418,400			
							120	332,900	419,300			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	333,400	420,100			
	122	333,800	420,900			
	123	334,200	421,700			
	124	334,700	422,500			
	125	335,200	423,100			
	126	335,500	423,800			
	127	335,800	424,500			
	128	336,100	425,200			
	129	336,300	425,800			
	130	336,600	426,300			
	131	336,900	426,600			
	132	337,100	426,900			
	133	337,300	427,200			
	134	337,500	427,500			
	135	337,700	427,800			
	136	338,000	428,000			
	137	338,300	428,200			
	138	338,500	428,500			
	139	338,800	428,800			
	140	339,100	429,000			
	141	339,300	429,200			
	142	339,500	429,500			
	143	339,800	429,800			
	144	340,000	430,000			
	145	340,300	430,200			
	146	340,500	430,500			
	147	340,800	430,800			
	148	341,100	431,000			
	149	341,300	431,200			
	150	341,500	431,500			
	151	341,800	431,800			
	152	342,100	432,000			
	153	342,300	432,200			
	154	342,600	432,500			
	155	342,900	432,800			
	156	343,200	433,000			
	157	343,400	433,200			
	158	343,700	433,500			
	159	344,000	433,800			
	160	344,300	434,000			
	161	344,500	434,200			
	162	344,800	434,500			
	163	345,100	434,800			
	164	345,400	435,000			
	165	345,600	435,200			
	166	345,900	435,500			
	167	346,200	435,800			
	168	346,500	436,000			
	169	346,700	436,200			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額					
	円 247,200	円 288,900	円 319,100	円 348,200	円 436,000	

- 備考 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、同表の額に11,500円を、その職務の級が5級である職員の給料月額は、同表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

[令和7年勧告]

中学校・小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級						
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	212,900	234,000	332,300	361,900	448,100						
	2	215,300	236,400	334,000	363,400	449,400	61	293,200	340,600	410,800	432,700	
	3	217,600	238,800	335,800	364,900	450,600	62	293,900	342,300	411,900	433,500	
	4	219,900	241,300	337,500	366,300	451,900	63	294,600	344,000	413,000	434,200	
	5	222,100	243,700	339,100	367,700	453,000	64	295,100	345,700	414,000	434,700	
	6	224,400	246,100	341,200	369,000	454,100	65	295,800	347,400	415,000	435,000	
	7	226,600	248,500	343,300	370,300	455,300	66	296,500	348,700	415,900	435,300	
	8	228,800	251,000	345,300	371,700	456,500	67	297,100	350,000	416,900	435,700	
	9	231,000	253,400	347,200	373,100	457,800	68	297,700	351,300	417,900	436,100	
	10	233,200	255,000	349,200	374,400	459,000	69	298,400	352,800	418,700	436,400	
	11	235,400	256,600	351,000	375,700	460,100	70	299,100	354,300	419,700	436,800	
	12	237,600	258,200	352,700	376,900	461,200	71	299,700	355,800	420,600	437,100	
	13	239,800	259,800	354,400	378,100	462,400	72	300,400	357,300	421,600	437,400	
	14	241,900	261,200	356,000	379,400	463,200	73	300,900	358,600	422,300	437,700	
	15	244,000	262,600	357,400	380,600	464,000	74	301,500	360,100	422,900	438,000	
	16	246,100	264,000	358,900	381,800	464,900	75	302,200	361,600	423,600	438,300	
	17	248,200	265,400	360,200	382,800	465,800	76	302,700	363,000	424,300	438,600	
	18	250,000	266,600	361,600	384,000	466,200	77	303,300	364,400	424,800	438,800	
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700	78	303,900	365,900	425,500	439,100	
	20	253,400	269,000	364,100	386,300	467,200	79	304,500	367,400	426,000	439,400	
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700	80	305,100	368,900	426,600	439,600	
	22	256,400	271,400	366,800	388,500	468,100	81	305,600	370,200	427,100	439,800	
	23	257,700	272,500	368,300	389,700	468,600	82	306,100	371,500	427,400	440,100	
	24	258,900	273,700	369,700	390,800	469,100	83	306,700	372,800	427,600	440,400	
	25	260,100	275,000	371,000	391,800	469,600	84	307,300	374,000	427,700	440,600	
	26	261,200	276,700	372,300	393,000	470,000	85	307,700	375,200	427,900	440,800	
	27	262,300	278,400	373,500	394,100	470,500	86	308,100	376,400	428,200	441,100	
	28	263,400	280,100	374,700	395,200	471,000	87	308,600	377,500	428,500	441,400	
	29	264,600	281,800	375,700	396,300	471,500	88	309,100	378,600	428,800	441,600	
	30	265,700	283,800	377,100	397,500	471,900	89	309,500	379,600	429,200	441,800	
	31	266,800	286,000	378,400	398,700	472,400	90	310,000	380,700	429,500	442,100	
	32	267,800	288,200	379,700	399,800	472,900	91	310,400	381,800	429,800	442,400	
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	473,400	92	310,900	382,900	430,100	442,600	
	34	269,900	292,600	382,400	401,900	473,800	93	311,200	384,000	430,400	442,800	
	35	270,900	294,800	383,600	403,100	474,300	94	311,700	385,100	430,700	443,100	
	36	272,000	296,900	384,900	404,300	474,800	95	312,200	386,100	431,000	443,400	
	37	273,200	298,900	386,000	405,500	475,300	96	312,600	387,200	431,300	443,600	
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	475,700	97	312,900	388,200	431,600	443,800	
	39	275,100	302,700	388,000	407,900	476,200	98	313,300	389,200	431,900	444,100	
	40	276,200	304,500	388,900	409,100	476,700	99	313,700	390,100	432,200	444,400	
	41	277,400	306,300	389,900	410,200	477,200	100	314,100	391,000	432,500	444,600	
	42	278,500	308,200	391,100	411,500		101	314,500	391,800	432,800	444,800	
	43	279,600	310,000	392,300	412,500		102	314,800	392,800	433,100		
	44	280,700	311,700	393,400	413,600		103	315,100	393,600	433,400		
	45	281,600	313,400	394,300	414,800		104	315,400	394,500	433,700		
	46	282,400	315,200	395,600	416,000		105	315,600	395,300	434,000		
	47	283,200	316,900	396,800	417,200		106	315,900	396,200	434,300		
	48	284,000	318,500	397,900	418,400		107	316,200	397,100	434,600		
	49	284,600	320,100	398,600	419,500		108	316,400	398,000	434,900		
	50	285,400	321,800	399,800	420,500		109	316,600	398,800	435,200		
	51	286,100	323,600	400,800	421,800		110	316,800	399,800	435,500		
	52	286,800	325,300	401,900	423,000		111	317,100	400,700	435,800		
	53	287,600	326,600	402,600	424,200		112	317,400	401,600	436,100		
	54	288,400	328,500	403,700	425,300		113	317,600	402,200	436,400		
	55	289,000	330,300	404,700	426,400		114		403,100	436,700		
	56	289,700	332,000	405,700	427,500		115		404,000	437,000		
	57	290,400	333,600	406,800	428,500		116		404,900	437,300		
	58	291,200	335,500	407,800	429,700		117		405,700	437,600		
	59	292,000	337,200	408,900	430,900		118		406,400			
	60	292,600	338,900	410,000	432,100		119		407,200			
							120		408,000			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	408,600				
	122	409,300				
	123	410,000				
	124	410,600				
	125	411,200				
	126	411,900				
	127	412,400				
	128	413,000				
	129	413,600				
	130	414,200				
	131	414,700				
	132	415,200				
	133	415,500				
	134	415,800				
	135	416,000				
	136	416,300				
	137	416,600				
	138	416,900				
	139	417,200				
	140	417,500				
	141	417,800				
	142	418,100				
	143	418,400				
	144	418,700				
	145	418,900				
	146	419,200				
	147	419,500				
	148	419,700				
	149	419,900				
	150	420,200				
	151	420,500				
	152	420,700				
	153	420,900				
	154	421,200				
	155	421,500				
	156	421,700				
	157	421,900				
	158	422,200				
	159	422,500				
	160	422,700				
	161	422,900				
	162	423,200				
	163	423,500				
	164	423,700				
	165	423,900				
	166	424,200				
	167	424,500				
	168	424,700				
	169	424,900				
	170	425,200				
	171	425,500				
	172	425,700				
	173	425,900				
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額					
	円 238,400	円 285,800	円 314,300	円 341,600	円 425,600	

- 備考 1 この表は、中学校、小学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、同表の額に11,500円を、その職務の級が5級である職員の給料月額は、同表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

[令和7年勧告]

任期付研究員給料表

特定任期付職員給料表

第1号任期付研究員

号給	給料月額
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

号給	給料月額
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第2号任期付研究員

号給	給料月額
1	358,000
2	395,000
3	424,000

